



平成 23 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 国際航業ホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 呉 文 繡  
 (コード番号 9234 東証第一部)  
 問合せ先 取締役企画本部長 渡邊 和伸  
 (TEL. 03-6361-2442 代表)

**行使価額修正条項付き第 1 回新株予約権 (第三者割当て) の発行及  
 び行使価額修正条項付き第 2 回新株予約権 (第三者割当て) の発行  
 並びにコミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ**

当社は、平成 23 年 8 月 25 日開催の取締役会において、第 1 回新株予約権 (第三者割当て) 及び第 2 回新株予約権 (第三者割当て) (以下、総称して、「本新株予約権」といい、個別に「第 1 回新株予約権」又は「第 2 回新株予約権」といいます。) の発行 (MS ワラントの発行) (以下、総称して又は個別に「本件第三者割当て」といいます。)、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

国際航業ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権 (第三者割当て)

(1)	割 当 日	平成 23 年 9 月 12 日
(2)	発行新株予約権数	6,500 個
(3)	発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 5,450 円 (総額 35,425,000 円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：6,500,000 株 上限第 1 回新株予約権行使価額はありませぬ。 下記 (6) に記載の通り、第 1 回新株予約権の行使制限により、220 円が第 1 回新株予約権行使価額の下限となります。なお、第 1 回新株予約権行使価額の修正が行われても、潜在株式数は 6,500,000 株で一定であります。
(5)	資金調達額 (新株 予約権の行使に際し て出資される財産の 価額)	2,353,425,000 円 (差引手取概算額) (注 1)
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初第 1 回新株予約権行使価額 359 円 (注 2) 第 1 回新株予約権行使価額は、第 1 回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日 (以下、第 2 回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日と総称して又は個別に「修正日」といいます。) の直前取引日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額 (1 円未満切り捨て) に修正されます。ただし、当該直前取引日の当社普通株式の終値が 245 円を下回る場合、第 1 回新株予約権の行使が制限されるため、220 円が第 1 回新株予約権行使価額の下限となります。
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当ての方法により、マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。
(8)	そ の 他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当

		て契約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、第1回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、第1回新株予約権を譲渡した場合、マッコーリー・バンク・リミテッドは当該第三者割当て契約及び第1回新株予約権に基づく一切の債務から免責され、マッコーリー・バンク・リミテッドからの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該第三者割当て契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継するものとなる予定です。
--	--	--

- (注) 1 資金調達額は、第1回新株予約権の払込金額の総額に第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。第1回新株予約権行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、第1回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第1回新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
- 2 第1回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額を第1回新株予約権行使価額といいます。

国際航業ホールディングス株式会社第2回新株予約権（第三者割当て）

(1)	割 当 日	平成23年9月12日
(2)	発行新株予約権数	1,600個
(3)	発行 価 額	新株予約権1個当たり198円（総額316,800円）
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,600,000株 上限第2回新株予約権行使価額はありません。 下記(6)に記載の通り、第2回新株予約権の行使制限により、245円が第2回新株予約権行使価額の下限となります。なお、第2回新株予約権行使価額の修正が行われても、潜在株式数は1,600,000株で一定であります。
(5)	資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	567,216,800円（差引手取概算額） （注1）
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初第2回新株予約権行使価額359円（注2） 第2回新株予約権行使価額は、修正日の直前取引日の当社普通株式の終値の100%に相当する金額（1円未満切り捨て）に修正されます。ただし、当該直前取引日の当社普通株式の終値が245円を下回る場合、第2回新株予約権の行使が制限されるため、245円が第2回新株予約権行使価額の下限となります。
(7)	募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当ての方法により、日本アジアグループ株式会社に割り当てます。
(8)	そ の 他	当社は、日本アジアグループ株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、第2回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、第2回新株予約権を譲渡した場合、日本アジアグループ株式会社は当該第三者割当て契約及び第2回新株予約権に基づく一切の債務から免責され、日本アジアグループ株式会社からの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該第三者割当て契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継するものとなる予定です。

- (注) 1 資金調達の額は、第2回新株予約権の払込金額の総額に第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。第2回新株予約権行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、第2回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第2回新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
- 2 第2回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額を第2回新株予約権行使価額といいます。

- 3 第2回新株予約権行使価額を修正日の直前取引日の当社普通株式の終値の100%に相当する金額(1円未満切り捨て)に修正する旨の条件は、当社の親会社である日本アジアグループ株式会社との関係性に鑑み付したものであります。

## 2. 募集の目的及び理由

当社および当社子会社からなる国際航業グループは、平成19年10月に、今後のグループ全体の成長戦略をより確実に推進し、持続的な成長を目指すため現在の持株会社体制へと移行いたしました。

当社グループにおける従来からの主要事業領域である公共市場は、公共事業費の縮減と更なる価格競争が激化する中で、当社グループにおいては生産活動におけるコスト削減化やグループ経営管理体制の強化等に取り組んでまいりましたが、保有不動産による安定収益がグループ業績を下支えしていたものの、平成23年3月期まで経常利益は4期連続、当期純利益は3期連続赤字を計上する等、黒字の確保には至りませんでした。

当社グループとして、財政の逼迫、公共事業機会の減少、地理・空間情報事業のデジタル化、地球温暖化と災害の多発化、資源価格の高騰等の外部環境の変化に対応し、持続的な成長を実現していくためには事業の転換が急務であり、事業競争力の強化を図るとともに、平成23年3月期決算においてシンガポールにおけるデータセンター開発向け債権に対する貸倒引当金の計上や遊休不動産の減損損失により特別損失28億9千万円を計上する等、過去の投資に関わる損失を一掃し、今後の成長戦略を軌道にのせるための取組みを推進してきました。

このような状況のもと、当社グループは、従来の請負型から行政支援、住民サービスといった付加価値提供型への転換を図りつつ、経営資源を最適に配分する事業ポートフォリオの見直しを進め、平成22年度より「グリーン・インフラ事業のリーディングカンパニー」を目指した中期経営計画2010に基づき、既存事業の組み換えと新規事業への展開を推進し、オバマ米大統領が、低迷する米国景気浮揚策として打ち出したグリーン・ニューディール政策以降、社会的必要性が急速に増加している環境・エネルギー分野を新たな主軸とする取組みに注力してきました。

同分野は当社がこれまで取り組んできた「空間情報サービス」(地形や地層、気候、河川、海洋に関する正確なデータ)が太陽光発電施設等の適地選定に役立つのと同時に同施設を地域コミュニティ(自治体)につくるとき、当社グループが抱える全国の拠点網と各自治体との今まで培った関係により、発電によって得られる利益を各コミュニティへ還元することに加えて地域を活性化していく方法が提案できる等、シナジーが充分発揮できる分野であると考えております。

平成23年度については、特に東日本大震災による影響と、平成24年4月を開始予定として導入が検討されている再生可能エネルギーの全量買取制度による足元の事業環境の変化を包含して、平成23年度からの新たな3年間(ローリングプラン)を対象とした中期経営計画2011を平成23年5月に策定いたしました。

中期経営計画2011においては、これまでの活動成果を踏まえて、真のグリーン・インフラ企業への転換を通じて、人々の安全・安心な暮らしと、地球環境に負荷をかけない低炭素型の活動が営まれるまちをグリーンコミュニティと位置づけ、そのグリーンコミュニティの実現を目指すことを新たなグループ方針として定めております。

このグループ経営方針を実行するには、各事業セグメントにおいて積極的な設備投資を行いつつ、自社の競争力を高めていくことが必要不可欠です。そのため、中期経営計画2011では対象期間中の3年間において以下の主要な投資を行ってまいります。

### <国内外における太陽光発電所の開発>

今年度においては欧州、日本及びアジアにおいて少なくとも約20~30メガワット、来年度においても同程度の規模の発電所の開発を計画しております。現在の発電所の建設費用は欧州で1メガワットあたり3億円、日本等においては4億円程度を要する状況にあります。年間20~30メガワットの開発においては総額約70~100億円、うち銀行借入や事業パートナーやファンドからの出資等を除いた部分が当社グループとして必要な資金需要となります。

当社グループの発電所開発事業は全てが自己資金により開発から保有まで行うものではなく、開発後に長期保有投資家へ売却する、あるいは開発業務サービスを提供するというビジネス形態もあり、また開発資金においても事業パートナーとの共同投資の形態により取組むことも想定されますが、平成23年9月~平成25年3月に想定される20~30メガワットの太陽光発電所の建設のための土地確保、開発及び太陽電池モジュールの購入費用等の支払資金として23億5千万円の充当を予定しております。

太陽光発電施設開発については一度に資金需要は発生するものではなく、開発ステージ毎に継続

的に資金需要が発生するものであるところ、当該資金調達により当社が本件事業主体となる当社子会社である国際ランド&ディベロップメント株式会社及び KOKUSAI EUROPE GmbH 等へ継続的に貸付を実施し、当社子会社から支払いを継続的に実施する予定です。

#### <中国における空間情報を活用したサービス提供>

経済の発展が目覚ましい中国に対して日本の企業の進出が増加する中、当社子会社である国際航業株式会社は、流通・小売業等の企業に対して日本で提供するのと同等の出展候補地近辺の競合店調査及び交通量調査等のエリアマーケティングサービスを現地企業と共同で提供する準備を進めております。

当該資金調達により現在当社が同社から借り入れている借入金を返済する形で、同社が中国で当該サービス提供をする目的で100%出資子会社として設立する現地法人への出資金（7千万円）及び貸付金（3千万円）に充当することを見込んでいます。

#### <行政業務支援サービス向けのシステム開発>

当社子会社である国際航業株式会社は全国の自治体に対して、固定資産台帳等をはじめとする空間情報システムを販売しておりますが、今後これらのシステムの更新を実施する予定です。一連の更新開発においては平成22年度より開始し、その総額は約6億円を想定しております。今年度はそのうち約4億7千万円のシステム開発を予定しており、当該資金調達により、現在当社が同社から借り入れている借入金を返済する形で、システムの更新費用として充当することを見込んでおります。従来は自治体の中で別々に管理がなされ、且つデータ化されていない道路、下水道、上水道、都市計画、固定資産税等の紙の台帳を1つの地図データ上に階層化（3次元化）することで、災害発生時等に瞬時に道路、下水道、上水道が集中している地域を把握し、復旧やメンテナンスに着手できるようになる等、今回のシステム更新を通じて行政の効率化・高度化の支援に努めてまいります。

当社は本新株予約権の発行により調達した資金をこれら投資計画に充当することで、既存事業の強化を図りつつ、環境・エネルギー分野における事業の加速を通じて真のグリーン・インフラ企業への転換により事業収益の拡大と共に持続的成長が見込まれることから、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の概要

##### イ マッコーリー・バンク・リミテッド

第1回新株予約権の第三者割当てによる資金調達は、当社が、割当予定先のうちマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、行使価額修正条項付き新株予約権を第三者割当ての方法によって割り当て、マッコーリー・バンク・リミテッドによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社はマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

当該契約に基づき、当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てた新株予約権について、マッコーリー・バンク・リミテッド自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、第1回新株予約権の行使期間（平成23年9月13日から平成25年3月12日までの期間）の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、一定の制限の範囲内で当社の判断に基づき、当社が指示する数の第1回新株予約権を行使するよう、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して行使指示を行うことができます。マッコーリー・バンク・リミテッドは、かかる行使指示を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指示された数の第1回新株予約権を、当該行使指示が効力を生じた日から20取引日以内又は合意した取引日のどちらか短い期間（以下、本項において「行使義務期間」といいます。）中に1回又は複数回に分けて行使することを確約します。但し、当社に適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにもかかわらず未公表である情報等が存在している場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合、政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、マッコーリー・バンク・リミテッド等が法令、諸規則又はこれらの者が関係法令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、当該行使指示に従い第1回新株予約権が行使される結果マッコーリー・バンク・リミテッド及び非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」とい

ます。)第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限り。)でマッコーリー・バンク・リミテッドと特別の関係にあるもの(外為法第26条第2項第3号、対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定めるものを意味します。以下「マッコーリー・バンク・リミテッド関係者」といいます。)の所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の10%以上となる場合、当該行使指示に従い第1回新株予約権が行使される結果マッコーリー・バンク・リミテッドが所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超える場合、当社がコミットメント条項付き第三者割当て契約において行った表明保証と同様の表明保証を、マッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権を行使する直前に行ったと仮定した場合、そのいずれかが真実でなく、または不正確である場合、当該行使義務期間におけるいずれかの取引日において取引終了時における当該取引日の当社普通株式の取引額が15,000,000円を下回った場合のいずれかの事由が存在するとマッコーリー・バンク・リミテッドが合理的に判断した場合には、その旨を当社に通知することにより、当該事由が消滅した日(但し、かかる事由が消滅した時点において取引所におけるその日の売買立会が終了している場合又は取引日でない場合は、翌取引日)から3取引日が経過するまでは、マッコーリー・バンク・リミテッドは当該行使指示に従った第1回新株予約権の行使義務を負わないものとし(但し、マッコーリー・バンク・リミテッドの任意でかかる期間が経過する前に行使することはできるものとし)。上記に定めるいずれかの事由の発生によりマッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権の行使義務を負わない期間は、行使義務期間から除外され、行使義務期間は当該期間に属する取引分延長されるものとし。

また、当該行使義務期間中、株式会社東京証券取引所の開設する東京証券取引所市場第一部(以下「取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値が245円(以下、本項において「下限価額」といい、第1回新株予約権の別紙1発行要項第11項に定める第1回新株予約権行使価額の調整に係る規定の準用により下限価額も調整を受けます。)を一度でも下回った場合、マッコーリー・バンク・リミテッドは当該指示に基づく第1回新株予約権の行使義務を負いません。

当社がマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、一度に第1回新株予約権の行使を指示できる数には上限が定められています。一度に行使を指示することができる第1回新株予約権の数は、①当該行使指示に基づく第1回新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使指示が効力を生ずる日の直前の取引日を最終日とする20取引日又は60取引日の間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%相当分を超えない数、②第1回新株予約権が行使される結果マッコーリー・バンク・リミテッド及びマッコーリー・バンク・リミテッド関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えないこととなる数、③第1回新株予約権を行使される結果マッコーリー・バンク・リミテッドが所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えないこととなる数、又は④下記7.(3)イに記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない数を超えない限度に制限されます。

また、当社がマッコーリー・バンク・リミテッドに対して複数回の行使指示を行う場合には、前回の行使指示を行った日又はマッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権を行使した日のいずれか遅い日を初日として10取引日(又は当社とマッコーリー・バンク・リミテッドが合意するより短い期間)以上の間隔を空けることとされています。さらに、当社に適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにもかかわらず未公表である情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、当社がコミットメント条項付き第三者割当て契約において行った表明保証と同様の表明保証を、マッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権を行使する直前に行ったと仮定した場合、そのいずれかが真実でなく、または不正確である場合、当社が別紙1発行要項第14項(1)又は(2)に基づく通知を発しているか、当社に別紙1発行要項第14項(2)に定める事由が発生している場合、別紙1発行要項第14項(3)に基づくマッコーリー・バンク・リミテッドからの通知が発せられている場合には、当社はかかる行使指示を行うことはできません。なお、当社は、上記の行使指示を行った場合、その都度公表いたします。また、マッコーリー・バンク・リミテッドによる第1回新株予約権の行使が行使指示が行われた場合のみ行われたと仮定した場合、平成23年6月15日以降の2ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高は316,000株であることから、かかる平均売買高を基準にすると、権利行使期間中に行使される第1回新株予約権の数は、第1回新株予約権の総数の10分の9程度になりますが、平成23年6月14日以前の3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高は144,000株であることから、かかる平均売買高を基準にすると、権利行使期間中に行使される第1回新株予約権の数は、第1回新株予約権の総数の10分の4程度になります。

また、当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づき、①第1回新株予約権の権利行使期間の満了日、②当該満了日以前に第1回新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、③当社がマッコーリ

一・バンク・リミテッドの保有する第1回新株予約権の全部を取得した日及び④コミットメント条項付き第三者割当て契約が解除された日、のいずれか先に到来する日から12ヶ月が経過する日までの間に、次の(i)乃至(iii)のいずれかの証券(権利)(以下、本項において「新株及び新株予約権等」といいます。)を当社が第三者に対し発行(自己株式の処分を含む。)しようとする場合(但し、①当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券(権利)を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除く。)には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意するものとします。

(i) 当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)又は当社に取得させることができる証券(権利)

(ii) 当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)又は当社に取得させることができる証券(権利)

(iii) 当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権

このとき、マッコーリー・バンク・リミテッドが当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行いたします。

また、①当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除き、第1回新株予約権が残存する間、当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドの事前の書面による同意(かかる同意は不合理に留保されてはならないものとします。)がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行することができないものとします。

その他、コミットメント条項付き第三者割当て契約においては、コミットメント条項付き第三者割当て契約に明記する当該契約に基づくマッコーリー・バンク・リミテッドによる第1回新株予約権の払込義務の前提条件のいずれかにつき、マッコーリー・バンク・リミテッドが合理的に満足せず、かつ、放棄もされていない場合、当社の表明保証に誤りがある場合若しくは表明保証時点以降不正確になった場合、又は誓約・合意に違反した場合、別紙1発行要項第14項(1)又は(2)に定める事由が発生した場合、マッコーリー・バンク・リミテッドの責によらない事由の発生により、マッコーリー・バンク・リミテッドがコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づく取引の継続可能性につき合理的な懸念を抱くに至った場合、当社が犯罪組織その他の反社会的勢力である、または、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合等には、一定の条件のもとで、マッコーリー・バンク・リミテッドによる解除を可能とし、上記各事由を理由として解除された場合、マッコーリー・バンク・リミテッドは当社に通知することにより第1回新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求を受けた場合、15取引日以内に当社が第1回新株予約権1個当たり発行価額と同額で当該第1回新株予約権を取得するとともに、マッコーリー・バンク・リミテッドに生じた損失を補償する旨を合意するものとします。

また、第1回新株予約権に係る修正日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下限価額を下回る場合には、第1回新株予約権を行使することはできません。

さらに、別紙1発行要項第14項(1)に記載のとおり、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の150%以上と想定しております。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、マッコーリー・バンク・リミテッドは、当社取締役会が指定する第1回新株予約権の取得日の前日までは、第1回新株予約権を行使することができます。

一方、別紙1発行要項第14項(3)に記載のとおり、第1回新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が164円を下回った場合には、マッコーリー・バンク・リミテッドは、それ以降いつでも、当社に対して第1回新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、第1回新株予約権の別紙1発行要項第14項(3)に従い、第1回新株予約権1個当たり5,450円の金銭を支払うことにより第1回新株予約権を取得します。

ロ 日本アジアグループ株式会社

第2回新株予約権の第三者割当てによる資金調達は、当社が、割当予定先のうち日本アジアグループ株式会社に対し、行使価額修正条項付き新株予約権を第三者割当ての方法によって割り当て、日本アジアグループ株式会社による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は日本アジアグループ株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

当該契約に基づき、当社は、日本アジアグループ株式会社に割り当てた新株予約権について、日本アジアグループ株式会社自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、第2回新株予約権の行使期間（平成23年9月13日から平成25年3月12日までの期間）の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、一定の制限の範囲内で当社の判断に基づき、当社が指示する数の第2回新株予約権を行使するよう、日本アジアグループ株式会社に対して行使指示を行うことができます。日本アジアグループ株式会社は、かかる行使指示を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指示された数の第2回新株予約権を、当該行使指示が効力を生じた日から20取引日以内又は合意した取引日のどちらか短い期間（以下、本項において「行使義務期間」といいます。）中に1回又は複数回に分けて行使することを確約します。但し、当社に適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにもかかわらず未公表である情報等が存在している場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合、政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、日本アジアグループ株式会社等が法令、諸規則又はこれらの者が関係法令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、当社がコミットメント条項付き第三者割当て契約において行った表明保証と同様の表明保証を、日本アジアグループ株式会社が第2回新株予約権を行使する直前に行ったと仮定した場合、そのいずれかが真実でなく、または不正確である場合、当該行使義務期間におけるいずれかの取引日において取引終了時における当該取引日の当社普通株式の取引額が15,000,000円を下回った場合のいずれかの事由が存在すると日本アジアグループ株式会社が合理的に判断した場合には、その旨を当社に通知することにより、当該事由が消滅した日（但し、かかる事由が消滅した時点において取引所におけるその日の売買立会が終了している場合又は取引日でない場合は、翌取引日）から3取引日が経過するまでは、日本アジアグループ株式会社は当該行使指示に従った第2回新株予約権の行使義務を負わないものとします（但し、日本アジアグループ株式会社の任意でかかる期間が経過する前に行使することはできるものとします。）。上記に定めるいずれかの事由の発生により日本アジアグループ株式会社が第2回新株予約権の行使義務を負わない期間は、行使義務期間から除外され、行使義務期間は当該期間に属する取引分延長されるものとします。

また、当該行使義務期間中、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が245円（以下、本項において「下限価額」といい、第2回新株予約権の別紙2発行要項第11項に定める第2回新株予約権行使価額の調整に係る規定の準用により下限価額も調整を受けます。）を一度でも下回った場合、日本アジアグループ株式会社は当該指示に基づく第2回新株予約権の行使義務を負いません。

当社が日本アジアグループ株式会社に対し、一度に第2回新株予約権の行使を指示できる数には上限が定められています。一度に行使を指示することができる第2回新株予約権の数は、当該行使指示に基づく第2回新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、①当該行使指示が効力を生ずる日の直前の取引日を最終日とする20取引日又は60取引日の間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%相当分を超えない数、又は②下記7.

（3）ロに記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない数を超えない限度に制限されます。

また、当社が日本アジアグループ株式会社に対して複数回の行使指示を行う場合には、前回の行使指示を行った日又は日本アジアグループ株式会社が第2回新株予約権を行使した日のいずれか遅い日を初日として10取引日（又は当社と日本アジアグループ株式会社が合意するより短い期間）以上の間隔を空けることとされています。さらに、当社に適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにもかかわらず未公表である情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、当社がコミットメント条項付き第三者割当て契約において行った表明保証と同様の表明保証を、日本アジアグループ株式会社が第2回新株予約権を行使する直前に行ったと仮定した場合、そのいずれかが真実でなく、または不正確である場合、当社が別紙2発行要項第14項（1）又は（2）に基づく通知を発しているか、当社に別紙2発行要項第14項（2）に定める事由が発生している場合、別紙2発行要項第14項（3）に基づく日本ア

ジアグループ株式会社からの通知が発せられている場合には、当社はかかる行使指示を行うことはできません。なお、当社は、上記の行使指示を行った場合、その都度公表いたします。また、日本アジアグループ株式会社による第2回新株予約権の行使が行使指示が行われた場合のみ行われたと仮定した場合、平成23年6月15日以降の2ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高及び平成23年6月14日以前の3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高のいずれの当社普通株式の1日当たり平均売買高を基準にしたとしても、権利行使期間中に全ての第2回新株予約権が行使されることとなります。

また、当社は、日本アジアグループ株式会社との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づき、当該契約締結日翌日以降、①第2回新株予約権の権利行使期間の満了日、②当該満了日以前に第2回新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、③当社が日本アジアグループ株式会社の保有する第2回新株予約権の全部を取得した日及び④コミットメント条項付き第三者割当て契約が解除された日、のいずれか先に到来する日から12ヶ月が経過する日までの間に、次の(i)乃至(iii)のいずれかの証券(権利)(以下、本項において「新株及び新株予約権等」という。)を当社が第三者に対し発行(自己株式の処分を含む。)しようとする場合(但し、①当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券(権利)を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。))を除く。))には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、日本アジアグループ株式会社に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意するものとします。

(i) 当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)又は当社に取得させることができる証券(権利)

(ii) 当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)又は当社に取得させることができる証券(権利)

(iii) 当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権

このとき、日本アジアグループ株式会社が当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、日本アジアグループ株式会社に対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行いたします。

また、①当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。))を除き、第2回新株予約権が残存する間、当社は、当該契約締結日翌日以降、日本アジアグループ株式会社の事前の書面による同意(かかる同意は不合理に留保されてはならないものとします。)がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行することができないものとします。

その他、コミットメント条項付き第三者割当て契約においては、コミットメント条項付き第三者割当て契約に明記する当該契約に基づく日本アジアグループ株式会社による第2回新株予約権の払込義務の前提条件のいずれかにつき、日本アジアグループ株式会社が合理的に満足せず、かつ、放棄もされていない場合、当社の表明保証に誤りがある場合若しくは表明保証時点以降不正確になった場合、又は誓約・合意に違反した場合、別紙2発行要項第14項(1)又は(2)に定める事由が発生した場合、日本アジアグループ株式会社の責によらない事由の発生により、日本アジアグループ株式会社がコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づく取引の継続可能性につき合理的な懸念を抱くに至った場合、当社が犯罪組織その他の反社会的勢力である、または、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合等には、一定の条件のもとで、日本アジアグループ株式会社による解除を可能とし、上記各事由を理由として解除された場合、日本アジアグループ株式会社は当社に通知することにより第2回新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求を受けた場合、15取引日以内に当社が第2回新株予約権1個当たり発行価額と同額で当該第2回新株予約権を取得するとともに、日本アジアグループ株式会社に生じた損失を補償する旨を合意するものとします。

また、第2回新株予約権に係る修正日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下限価額を下回る場合には、第2回新株予約権を行使することはできません。

さらに、別紙2発行要項第14項(1)に記載のとおり、当社がいつでも行使することが可能な権



利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の150%以上と想定しております。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、日本アジアグループ株式会社は、当社取締役会が指定する第2回新株予約権の取得日の前日までは、第2回新株予約権を行使することができます。

一方、別紙2発行要項第14項(3)に記載のとおり、第2回新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が164円を下回った場合には、日本アジアグループ株式会社は、それ以降いつでも、当社に対して第2回新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、第2回新株予約権の別紙2発行要項第14項(3)に従い、第2回新株予約権1個当たり198円の金銭を支払うことにより第2回新株予約権を取得します。

## (2) 資金調達方法の選択理由

### イ マッコーリー・バンク・リミテッド

当社は資金調達を行うにあたり、金融機関からの借入による資金調達につきましても検討いたしました。連続して赤字を計上している当社の財務状況に勘案し、自己資本増強による財務基盤の強化の必要性の観点から、断念せざるを得ませんでした。また、社債は償還期に元本全額の償還が必要になるため財務状態を逼迫する可能性があることや、中期経営計画に鑑み当社の資金需要は比較的長期間に亘り継続的に発生するものであることから、社債による資金調達は検討対象から除外せざるを得ませんでした。また、株主割当てによる資金調達は、調達資金が確保できるかが他の資金調達方法に比べ極めて不確実であること、公募増資による新株発行についても、外国為替市場において円高・ドル安の急速な進行により株式市場は調整色を強め、公募増資によって一度に全株式を発行すると株価への影響が懸念される状況になったことから、第三者割当てによるエクイティ・ファイナンスの手法に基づく資金調達を検討せざるを得ませんでした。

今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、第1回新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は6,500,000株となり、発行済み株式の総数である38,157,103株を分母とする希薄化率は17.03%となる見込みです。このため、行使による現在及び将来における発行済株式総数の増加により、当社株主に対し1株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性があり、以下の(3)イに記載の[メリット]及び[デメリット]があります。そして、今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、通常の新株予約権発行に比べ、行使価額修正条項付き新株予約権の発行は、第1回新株予約権行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても投資家にとっては行使しやすく、また、株式の第三者割当てと異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっており、株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら、長期間に亘って継続的に発生するという当社グループの資金需要を満たしつつ、自己資本を増強することが可能であることから、以下の(3)イに記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

### ロ 日本アジアグループ株式会社

当社は、日本アジアグループ株式会社との関係を維持しつつ、今回の資金調達を行うとの観点から、第三者割当てによるエクイティ・ファイナンスの手法による資金調達を検討せざるを得ませんでした。そして、株式の第三者割当てによる資金調達は外国為替市場において円高・ドル安の急速な進行により株式市場は調整色を強め、一度に全株式を発行すると株価への影響が懸念される状況になったことから断念せざるを得ませんでした。

今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、第2回新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は1,600,000株となり、発行済株式の総数である38,157,103株を分母とする希薄化率は4.19%となる見込みです。このため、行使による現在及び将来における発行済株式総数の増加により、当社株主に対し1株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性があり、以下の(3)ロに記載の[メリット]及び[デメリット]があります。そして、今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、通常の新株予約権発行に比べ、行使価額修正条項付き新株予約権の発行は、第2回新株予約権行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても投資家にとっては行使しやすいというメリットがあり、また、株式の第三者割当てと異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっており、株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達しつつ、日本アジアグループ株式会社との関係を維持することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら、

自己資本を増強し、長期間に亘って継続的に発生するという当社グループの資金需要を満たしつつ、日本アジアグループ株式会社との関係を維持することが可能であることから、以下の（３）ロに記載の〔他の資金調達方法との比較〕のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

### （３）本スキームの特徴

#### イ マッコリー・バンク・リミテッド

第１回新株予約権による資金調達スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

##### 〔メリット〕

- ① 資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社がマッコリー・バンク・リミテッドに新株予約権の行使の数と行使の時期を指示することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることが可能である。
- ② 第１回新株予約権の目的である当社普通株式数は、別紙１発行要項に基づく第１回新株予約権行使価額の調整が行われない限り、第１回新株予約権行使価額の修正に関らず 6,500,000 株で一定であり、総議決権数に対する割合における希薄化率は、最大でも 17.94%までに制限される。
- ③ 一度に第１回新株予約権の行使を指示できる数には上限（①行使指示日の前取引日までの 20 取引日又は 60 取引日間における当社普通株式の 1 日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の 50%を超えないこととなる数、②当該第１回新株予約権の行使の結果マッコリー・バンク・リミテッド及びマッコリー・バンク・リミテッド関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の 9.99%を超えないこととなる数、③当該第１回新株予約権の行使の結果マッコリー・バンク・リミテッドが所有している当社株式に係る議決権数が当社の総議決権数の 5%を超えないこととなる数、又は④下記 7.（３）イに記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない方を超えない限度）があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。
- ④ 株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができる。

##### 〔デメリット〕

- ① 株価の下落により第１回新株予約権行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。
- ② 下記 7.（３）イに記載のとおり、マッコリー・バンク・リミテッドは原則として第１回新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有していない。そのため、下方修正された第１回新株予約権行使価額に基づき発行された株式が市場において売却された場合には、市場株価の下落を招く可能性がある。
- ③ 株価が 164 円を下回る場合、マッコリー・バンク・リミテッドは当社に対して第１回新株予約権の発行価額と同額で第１回新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。
- ④ 一度に第１回新株予約権の行使を指示できる数には上限があるため、当社株式の流動性が低下した場合、一度に第１回新株予約権の行使を指示できる数が減少することになり、一度に調達できる資金調達額が減少する。なお、平成 23 年 6 月 15 日以降の 2 ヶ月間における当社普通株式の 1 日当たり平均売買高は 316,000 株であることから、権利行使期間中に全ての第１回新株予約権が行使される可能性は相当程度高いものの、平成 23 年 6 月 14 日以前の 3 ヶ月間における当社普通株式の 1 日当たり平均売買高は 144,000 株であることから、平成 23 年 6 月 15 日以降の 2 ヶ月間における当社普通株式の 1 日当たり平均売買高を基準にした場合に比べ、権利行使期間中に全ての第１回新株予約権が行使される可能性は低くなる。
- ⑤ 当社の手取額は第１回新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び第１回新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

##### 〔他の資金調達方法との比較〕

- ① 公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるが、同時に将来の 1 株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。
- ② 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額

に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きい。

- ③ 行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指示することができず、また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達に困難である。

ロ 日本アジアグループ株式会社

第2回新株予約権による資金調達スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

- ① 資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が日本アジアグループ株式会社に新株予約権の行使の数と行使の時期を指示することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることが可能である。
- ② 第2回新株予約権の目的である当社普通株式数は、別紙2発行要項に基づく第2回新株予約権行使価額の調整が行われない限り、第2回新株予約権行使価額の修正に関らず1,600,000株で一定であり、総議決権数に対する割合における希薄化率は、最大でも4.41%までに制限される。
- ③ 一度に第2回新株予約権の行使を指示できる数には上限（①行使指示日の前取引日までの20取引日又は60取引日間における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%を超えないこととなる数、又は下記7.(3)ロに記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない方を超えない限度）があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。
- ④ 株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができる。

[デメリット]

- ① 株価の下落により第2回新株予約権行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。
- ② 株価が164円を下回る場合、日本アジアグループ株式会社は当社に対して第2回新株予約権の発行価額と同額で第2回新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。
- ③ 一度に第2回新株予約権の行使を指示できる数には上限があるため、当社株式の流動性が低下した場合、一度に第2回新株予約権の行使を指示できる数が減少することになり、一度に調達できる資金調達額が減少する。
- ④ 当社の手取額は第2回新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び第2回新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

[他の資金調達方法との比較]

- ① 公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるが、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。
- ② 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きい。
- ③ 行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指示することができず、また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達に困難となり、加えて日本アジアグループ株式会社による新株予約権の行使が困難になってしまう。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	2,943,641千円
本新株予約権の払込金額の総額	35,741千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,907,900千円
・ 発行諸費用の概算額	23,000千円

- ・ 差引手取概算額 2,920,641 千円
- (注) 1 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額 (35,741,800 円) に、本新株予約権が全て行使され、それらの行使価額の平均が当初行使価額である 359 円とした場合の本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (2,907,900,000 円) を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額を表しております。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少する可能性があります。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、価格算定費用 3,000,000 円、弁護士費用 7,000,000 円並びにその他調査費用、有価証券届出書作成費用及び登記費用等 13,000,000 円であります。
- 5 上記差引手取概算額の総額は、第 1 回新株予約権の発行価額の総額 (35,425,000 円) に、第 1 回新株予約権が全て行使され、第 1 回新株予約権行使価額の平均が当初第 1 回新株予約権行使価額である 359 円とした場合の第 1 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (2,333,500,000 円) を合算した金額及び第 2 回新株予約権の発行価額の総額 (316,800 円) に、第 2 回新株予約権が全て行使され、第 2 回新株予約権行使価額の平均が当初第 2 回新株予約権行使価額である 359 円とした場合の第 2 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (574,400,000 円) を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額を表しております。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 国内外における太陽光発電所の開発	2,350	平成 23 年 9 月 ～平成 25 年 3 月
② 中国における空間情報を活用したサービス提供	100	平成 23 年 9 月 ～平成 25 年 3 月
③ 行政業務支援サービスに向けたシステム開発	470	平成 23 年 9 月 ～平成 24 年 6 月

- (注) 1. 調達した資金については、支出までの期間、当社の取引先銀行の預金口座等で保管する予定です。
2. 使途①の国内外における太陽光発電所の開発資金については、当社が当社子会社である国際ランド&ディベロップメント株式会社及び KOKUSAI EUROPE GmbH 等へ貸付を実施し、当社子会社で発生する平成 23 年 9 月～平成 25 年 3 月に想定される 20～30 メガワットの太陽光発電所の建設のための土地確保、開発及び太陽電池モジュールの支払資金として充当する予定です。
3. 使途②の中国における空間情報を活用したサービス提供のための資金については、現在当社が当社子会社である国際航業株式会社から借り入れている借入金を返済し、同社が中国で当該サービス提供をする目的で 100%出資子会社として設立する現地法人への出資金及び貸付金として充当する予定です。
4. 使途③の行政業務支援サービスに向けたシステム開発資金については、現在当社が当社子会社である国際航業株式会社から借り入れている借入金を返済し、同社が全国の自治体に対し販売している道路、下水道、上水道、都市計画、固定資産税等様々な行政業務を支援するシステムの更新費用として充当する予定です。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回調達する資金は、国内外における太陽光発電所の開発、中国における空間情報を活用したサービス提供及び行政業務支援サービスに向けたシステム開発に充当いたします。これらは、当社の財務状況の改善並びに今後の当社収益の向上に寄与するものであり、結果として当社の企業価値・株式価値が向上し、株主利益の向上をもたらすものと考えており、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

イ マッコーリー・バンク・リミテッド

当社は、第1回新株予約権の発行条件及びマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した第1回新株予約権の価格の評価を第三者算定機関（株式会社プルータス・コンサルティング、所在地：東京都港区赤坂二丁目17番22号）に依頼しました。当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプション及び行使指示権、マッコーリー・バンク・リミテッドの権利行使行動及びマッコーリー・バンク・リミテッドの株式保有動向等について、当社及びマッコーリー・バンク・リミテッドへのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

なお、当社に付されたコール・オプションは、いつでも行使することが可能な権利とされております。当社は、株価が一定程度上昇した場合、コール・オプションを行使するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%以上と設定しております。

また、マッコーリー・バンク・リミテッドの行動については、マッコーリー・バンク・リミテッド自らの判断により行使を行うとともに、当社が行使指示を行い、それを受けて行使をするものと想定しております。当社からの行使指示は、資金調達目的から、可能な限り必要な量の行使を指示するものとし、評価上は、発行個数である6,500個を権利行使期間の1年6ヶ月で除して得られる個数を目安に、10取引日に1度、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して約180個ずつ行使指示をするという前提を置いており、マッコーリー・バンク・リミテッドの売却行動に関しては、当社の流動性に鑑み、第1回新株予約権の権利行使期間が1年6ヶ月間であることから、直近1年6ヶ月間の平均売買出来高を参考に約1万7千株程度を目安として日々売却していく前提を置いております。当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及びマッコーリー・バンク・リミテッドと検討を重ね判断しております。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。また、マッコーリー・バンク・リミテッドにはプット・オプションが付されており、マッコーリー・バンク・リミテッドに当該権利の行使可能性をヒアリングしたところ、当該権利は当社がデフォルトする見込みが高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けておりますが、当社は継続企業を前提として評価を依頼しているため、プット・オプションの行使の可能性は評価に織り込んでおりません。当社は、上記前提条件を基に算出された結果である新株予約権の発行価額の総額35,425,000円（1個当たり5,450円）を参考として、第1回新株予約権1個の払込金額を金5,450円としました。また、当初第1回新株予約権行使価額は、平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値327円を10%上回る額である359円としました。

当社は、払込金額の算定にあたり第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある第1回新株予約権行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、また、修正後の第1回新株予約権行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じ、第1回新株予約権に係る修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引終値の90%とされていること、加えて、第1回新株予約権行使価額が90%に修正される条件は、公募増資等を実施した場合に想定される発行スプレッドを参考として、当社が行使指示を行った場合、マッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権の行使をコミットメントすることによるリスクを考慮して決定したものであることから、第1回新株予約権の払込金額及び第1回新株予約権行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成23年8月25日開催の取締役会にて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が、会社法上の職責に基づく監査として、特に有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、上記記載の発行条件決定について考え方、また、修正後の第1回新株予約権行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じていること、第1回新株予約権行使価額が90%に修正される条件は、公募増資等を実施した場合に想定される発行スプレッドを参考として、当社が行使指示を行った場合、マッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権の行使をコミットメントすることによるリスクを考慮して決定したものと

であることから、第1回新株予約権の払込金額及び第1回新株予約権行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べております。

#### ロ 日本アジアグループ株式会社

当社は、第2回新株予約権の発行条件及び日本アジアグループ株式会社との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した第2回新株予約権の価格の評価を第三者算定機関（株式会社ブルータス・コンサルティング、所在地：東京都港区赤坂二丁目17番22号）に依頼しました。当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプション及び行使指示権、日本アジアグループ株式会社の権利行使行動及び日本アジアグループ株式会社の株式保有動向等について、当社及び日本アジアグループ株式会社へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

また、日本アジアグループ株式会社の行動については、日本アジアグループ株式会社自らの判断により行使を行うとともに、当社が行使指示を行い、それを受けて行使をするものと想定しております。当社からの行使指示は、資金調達のためから、可能な限り必要な量の行使を指示するものとし、評価上は、発行個数である1,600個を権利行使期間の1年6ヶ月で除して得られる個数を目安に、10取引日に1度日本アジアグループ株式会社に対して約50個ずつ行使指示をするという前提を置いております。日本アジアグループ株式会社に関しては、第2回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりますが、評価にあたっては売却の前提を入れないこととした場合には価格を正しく算定できないため、評価上は権利行使期間の最終日における行使価格と株価の終値との差を第2回新株予約権の価値とする前提（経済効果としては、権利行使期間の最終日に株式を一括売却するのと同様の効果）を置いております。

当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び日本アジアグループ株式会社と検討を重ね判断しております。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。また、日本アジアグループ株式会社にはプット・オプションが付されており、日本アジアグループ株式会社に当該権利の行使可能性をヒアリングしたところ、当該権利は当社がデフォルトする見込みが高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けておりますが、当社は継続企業を前提として評価を依頼しているため、プット・オプションの行使の可能性は評価に織り込んでおりません。当社は、上記前提条件を基に算出された結果である新株予約権の発行価額の総額316,800円（1個当たり198円）を参考として、第2回新株予約権1個の払込金額を金198円としました。また、当初第2回新株予約権行使価額は、平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値327円を10%上回る額である359円としました。

当社は、払込金額の算定にあたり第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある第2回新株予約権行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、また、修正後の第2回新株予約権行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じ、第2回新株予約権に係る修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引終値の100%とされていること、加えて、第2回新株予約権行使価額が100%に修正される条件は、第1回新株予約権の修正条件との比較及び日本アジアグループ株式会社との関係の維持、強化を図るという目的に鑑み付したものであることから、第2回新株予約権の払込金額及び第2回新株予約権行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成23年8月25日開催の取締役会にて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が、会社法上の職責に基づく監査として、特に有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、上記記載の発行条件決定について考え方、また、修正後の第2回新株予約権行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じていること、加えて、第2回新株予約権行使価額が100%に修正される条件は、日本アジアグループ株式会社との関係の維持、強化を図るという目的に鑑み付したものであることから、第2回新株予約権の払込金額及び第2回新株予約権行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は合計 8,100,000 株となり、平成 23 年 3 月 31 日現在の発行済株式に係る議決権の総数である 36,228 個を分母とする希薄化率は 22.35%となる見込みです。

しかしながら、当社は、銀行等の金融機関からの借入による多額の投資に係る資金調達は、財務基盤強化の必要性の観点より困難であるとの認識から、本新株予約権の発行による資金調達により、当社の財務基盤の強化と、当社の各セグメントへの投資を行い、業容拡大と企業価値の向上を実現していく予定であり、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は新株発行に代る新たな資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を買入取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (英字名: Macquarie Bank Limited) (割当数: 6,500 個 (6,500,000 株))		
(2)	所 在 地	Level 2, No. 1 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia		
(3)	代表者の役職・氏名	会長 H. K. マッキャン (H. K. McCann) CEO N. W. ムーア (N. W. Moore)		
(4)	事 業 内 容	銀行業		
(5)	資 本 金	7,278 百万豪ドル (624,962 百万円) 換算レートは 1 豪ドル 85.87 円です (平成 23 年 3 月 31 日現在)。		
(6)	設 立 年 月 日	1985 年 2 月 28 日		
(7)	発 行 済 株 式 数	485,069,369 株		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	15,556 人 (マッコーリーグループ) (平成 23 年 3 月 31 日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	個人及び法人		
(11)	大株主及び持株比率	マッコーリー・ビーエイチ・ピーティワイ・リミテッド (英字名: Macquarie B.H. Pty Ltd,) 100%		
(12)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
	連 結 営 業 収 益	42,756 百万円	65,319 百万円	94,886 百万円
	連 結 税 引 後 営 業 利 益	44,945 百万円	59,747 百万円	71,530 百万円
	包 括 利 益	34,410 百万円	67,547 百万円	48,345 百万円
	純 資 産	438,508 百万円	722,962 百万円	782,104 百万円
	総 資 産	8,921,006 百万円	11,153,029 百万円	12,052,885 百万円

1株当たり連結税引後利益	133.01円	134.54円	147.46円
1株当たり配当金	141.72円	73.35円	112.41円
1株当たり純資産	1,297.74円	1,627.98円	1,612.35円

(注) 1 上記表の各円換算額については各決算日の豪ドルレートの中値で換算し記載しております。  
2 割当予定先の概要は、特記しているものを除き、平成23年8月25日現在のものであります。

(1)	名 称	日本アジアグループ株式会社 (割当数：1,600個(1,600,000株))		
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 山下 哲生		
(4)	事 業 内 容	純粋持株会社		
(5)	資 本 金	3,800百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和63年3月11日		
(7)	発 行 済 株 式 数	1,696,337株		
(8)	決 算 期	4月		
(9)	従 業 員 数	2,709人(連結)(平成23年4月30日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	純粋持株会社につき該当なし		
(11)	主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率 (平成23年4月30日現在)	JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED 39.33% ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505086 12.75% 藍澤証券株式会社 12.63% JAPAN LAND LIMITED 6.40% JA PARTNERS LTD 6.25% 日本アジアホールディングズ株式会社 5.14% ノムラ シンガポール リミテッド アカントノミニエフジェー 1309 2.75% JAPAN ASIA SECURITIES LIMITED A/C CLIENT 2.55% シンクス株式会社 2.14% 大阪証券金融株式会社 1.26%		
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	日本アジアグループ株式会社は当社株式を21,540,000株(当社の発行済株式総数に対する割合は56.45%)を保有しております。		
	人 的 関 係	日本アジアグループ株式会社の取締役5名のうち2名は当社の取締役を兼務しております。また、日本アジアグループ株式会社の監査役3名のうち1名は当社の監査役を兼務しております。		
	取 引 関 係	当社は日本アジアグループ株式会社に融資をしており、現在20億円の貸付残高があります(平成23年6月30日現在)。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	日本アジアグループ株式会社は、当社の親会社に該当します。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成21年4月期	平成22年4月期	平成23年4月期
	連 結 純 資 産	26,061百万円	31,498百万円	26,180百万円
	連 結 総 資 産	101,502百万円	99,107百万円	89,106百万円
	1株当たり連結純資産	6,610.72円	10,240.73円	8,226.49円
	連 結 売 上 高	39,200百万円	82,782百万円	57,727百万円
	連 結 営 業 利 益	308百万円	△2,981百万円	△1,153百万円
	連 結 経 常 利 益	705百万円	△2,864百万円	△2,094百万円



連結当期純利益	△1,513百万円	3,404百万円	△4,135百万円
1株当たり連結当期純利益	△958.46円	2,023.46円	△2,459.34円
1株当たり配当金	—	—	—

(注) 割当予定先の概要は、特記しているものを除き、平成23年8月25日現在のものです。

## (2) 割当予定先を選定した理由

### イ マッコリー・バンク・リミテッド

マッコリー・バンク・リミテッドは、代替エネルギー分野の将来性と資金ニーズに着目し、平成23年3月初旬にマッコリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）を通じて、当社に本件についての提案をいたしました。その後、マッコリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者と面談を重ねた結果、マッコリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につきマッコリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなりました。

当社は、今回の資金調達に際し、マッコリー・バンク・リミテッド以外の他社の提案も検討しましたが、マッコリー・バンク・リミテッドの提示した条件（コミットメント条項付きであること、マッコリー・バンク・リミテッドが最終投資家であり証券手数料が発生しないこと、また同社は世界28カ国に拠点を有する商業銀行であり当社グループの今後の海外展開にとって本件のみならず更なる関係強化が期待できる等）が当社及び当社の既存株主の皆様にとって最も有利な内容であると判断し、マッコリー・バンク・リミテッドを割当予定先として選定いたしました。

(注) マッコリー・バンク・リミテッドに対する本件第三者割当ては、日本証券業協会会員であるマッコリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

### ロ 日本アジアグループ株式会社

日本アジアグループ株式会社は、当社の親会社であり、純粋持株会社として、傘下に「金融サービス事業」を統括する中間持株会社日本アジアホールディングズ株式会社と、「技術サービス事業」を統括する中間持株会社である当社を有し、これら二つの事業グループの独立した企業価値の拡大を求めつつ、両事業を「金融と技術の融合」の名のもとに協業、協働させる体制をとっております。

当社は、このような体制のもと、「空間情報コンサルティング事業」「グリーンプロパティ事業」及び「グリーンエネルギー事業」を中心とする「技術サービス事業」の拡大・収益化を加速させるとともに、日本アジアホールディングズ株式会社の金融サービスを有効に活用しつつ、長期により安定的で高い収益体制の構築を目指してまいりました。また、日本アジアグループ株式会社は、当社の親会社であり、当社の現状の経営状態、及び今後の中長期の経営方針についての十分な理解があり、現在に至るまで事業戦略の実行に欠かせない支援を頂いております。

当社は、今後もこのような体制下で事業を推進し、特に環境・エネルギー分野に注力する上では、当社の親会社であり、当社の現状の経営状態、及び今後の中長期の経営方針についての十分な理解がある日本アジアグループ株式会社との関係の維持、強化を図ることが当社及び当社の既存株主の皆様にとって最善であると考えております。また、今回の資金調達に際しては、マッコリー・バンク・リミテッドからの提案内容が当社にとって非常に有意義な内容であることを、マッコリー・バンク・リミテッドとの面談を重ね具体化した6月頃に、日本アジアグループ株式会社へ相談した結果、日本アジアグループ株式会社から親会社としてもマッコリー・バンク・リミテッドと同じタイミングで支援しつつ、関係を継続したいとの話があったものです。

このような理由から、日本アジアグループ株式会社を割当予定先として選定いたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

### イ マッコリー・バンク・リミテッド

第1回新株予約権について、当社とマッコリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約証書において、第1回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であり、また、譲渡が行われた場合、譲受人はコミットメント条項付き第三者割当て契約証書に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

マッコリー・バンク・リミテッドは、第1回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則

として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社とマッコーリー・バンク・リミテッドは、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコーリー・バンク・リミテッド及び日本アジアグループ株式会社が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

ロ 日本アジアグループ株式会社

第 2 回新株予約権について、当社と日本アジアグループ株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約証書において、第 2 回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であり、また、譲渡が行われた場合、譲受人はコミットメント条項付き第三者割当て契約証書に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

日本アジアグループ株式会社は、第 2 回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しております。

また、当社と日本アジアグループ株式会社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコーリー・バンク・リミテッド及び日本アジアグループ株式会社が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

イ マッコーリー・バンク・リミテッド

マッコーリー・バンク・リミテッドからは、第 1 回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、マッコーリー・バンク・リミテッドの 2011 年度アニュアルレポートにより、平成 23 年 3 月 31 日現在の現預金残高を確認しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

ロ 日本アジアグループ株式会社

日本アジアグループ株式会社からは、第 2 回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保できる旨の報告を受け、日本アジアグループ株式会社の第 24 期有価証券報告書により平成 23 年 4 月 30 日現在の財務状況を把握するとともに直近の試算表についても確認したところ、単体ベースにおいては全額行使するために充分と言える残高水準にはありませんでしたが、別途提出された平成 23 年 7 月 29 日現在の資金繰り表にて行使の時期までにはそれに足る金額が報告通り確保できることを確認しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

なお、当社が日本アジアグループ株式会社に対して有する 20 億円の貸付については、遅くとも平成 24 年 3 月末までには全額返済頂くとの確約を得ております。当社において当該貸付は季節的に発生する短期的な余裕資金の運用と捉えており、同回収資金は今後当社グループにて必要な短期運転資金に充当する予定であって、投資等の長期性の資金として転用出来ない性質の資金でありますので、第 2 回新株予約権発行に係る資金調達に影響を与えるものではありません。

(5) 株券貸借に関する契約

マッコーリー・バンク・リミテッド及び日本アジアグループ株式会社は、当社普通株式について、いかなる者とも株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もない旨の表明を受けております。

(6) 割当予定先の実態

イ マッコーリー・バンク・リミテッド

マッコーリー・バンク・リミテッドの株式を 100%所有するマッコーリー B.H. Pty Ltd, の所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所 (ASX) に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けております。また、マッコーリーグループは、金融サービス機構の規制を受ける英国の銀行であるマ

マッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、マッコーリー・バンク・リミテッドの属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及びAPRA ホームページ、マッコーリー・バンク・リミテッドのアンニュアルレポート等で確認しており、マッコーリー・バンク・リミテッド並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、マッコーリー・バンク・リミテッド及びその役員並びに主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

#### ロ 日本アジアグループ株式会社

日本アジアグループ株式会社は、当社の親会社であり、東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、当社は、日本アジアグループ株式会社が反社会的勢力と一切関係を持たないことを宣言し役員に徹底していることを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて確認しております。そして、担当者との面談によるヒアリングにより、当社は日本アジアグループ株式会社及びその役員並びに主要株主が、反社会的勢力との間に一切関係がないことを確認しており、このことは第2回新株予約権（第三者割当て）コミットメント条項付き第三者割当て契約証書の表明保証条項にも記載される予定です。

#### 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成23年3月31日現在）		募集後	
日本アジアグループ株式会社	56.45%	日本アジアグループ株式会社	50.02%
株式会社みずほ銀行	4.59%	マッコーリー・バンク・リミテッド	14.05%
応用地質株式会社	3.14%	株式会社みずほ銀行	3.79%
国際航業ホールディングス株式会社	2.66%	応用地質株式会社	2.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.58%	国際航業ホールディングス株式会社	2.19%
国際航業株式会社	1.88%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.13%
国際航業グループ従業員持株会	1.83%	国際航業株式会社	1.55%
株式会社損害保険ジャパン	1.75%	国際航業グループ従業員持株会	1.51%
株式会社りそな銀行	1.35%	株式会社損害保険ジャパン	1.45%
コクサイエアロマリン株式会社	1.04%	株式会社りそな銀行	1.11%

(注) 1. 上記の割合は、少数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

2. 募集後の大株主及び持株比率につきましては、平成23年3月31日現在の株主名簿を基準として、マッコーリー・バンク・リミテッド及び日本アジアグループ株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の合計8,100,000株を加えて算定しております。

3. マッコーリー・バンク・リミテッドは第1回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期保有する方針ではないため、持株比率が変動する可能性があります。

#### 9. 今後の見通し

本件第三者割当てによる当社の平成24年3月期の業績に与える影響は軽微であると考えております。なお、今回の資金調達は、上記4.(2)に記載の用途を通じ、将来の業績に寄与するものと考えております。

#### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当ては、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 11. 支配株主との取引等に関する事項

本件第三者割当てのうち日本アジアグループ株式会社を割当先とする第三者割当ては、支配株主との取引等に該当します。

当社が平成23年6月24日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との

取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本件第三者割当てのうち日本アジアグループ株式会社を割当先とする第三者割当ての内容及び公正性を、平成 23 年 8 月 25 日開催の当社の取締役会において審議し、取締役会決議をもって他の割当先に対する発行条件と同様に、契約条件や市場価格等を参考にしながら日本アジアグループ株式会社に対する発行条件を決定しております。したがって、本件第三者割当てのうち日本アジアグループ株式会社を割当先とする第三者割当ては、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針」に適合しております。

なお、平成 23 年 6 月 24 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針」は以下のとおりです。すなわち、当社は、「国際航業グループ行動規程」において、法令遵守意識の高い倫理観をもった公正な企業活動を行うことを定め、親会社及びグループ会社間との取引条件については、その他の取引先との取引と同じく、契約条件や市場価格等を参考にしながら合理的に決定されたものを、取締役会又は決裁規程に基づく決裁機関において決定しており、特別な取引条件はありません。また、監査役監査、内部監査、顧問弁護士によるチェックを行っております。

また、本件第三者割当てに係る決議に際し、取締役会においては、日本アジアグループ株式会社の代表取締役会長兼社長を兼務している当社取締役会長山下哲生氏、同社の取締役を兼務している当社代表取締役社長呉文繡氏については、当社における意思決定の公正性及び中立性を確保し、利益相反の疑いを回避する観点から、本件第三者割当てに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場において日本アジアグループ株式会社との協議・交渉にも一切参加しておりません。

加えて、当社は、平成 23 年 8 月 25 日付けで、支配株主と利害関係のない独立役員である社外監査役の加藤裕二氏から、当社の業績や財政状態等を判断して本件第三者割当てによる資金調達が必要であること、資金用途には不合理な点は認められないこと、発行価額や増資決定等の諸手続きは合法的に行われていること等から、本件第三者割当ては、少数株主に不利益を与えるものではないと判断される旨の意見を取得しております。

## 12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
連 結 売 上 高	49,426 百万円	49,583 百万円	50,877 百万円
連 結 営 業 利 益	805 百万円	290 百万円	245 百万円
連 結 経 常 利 益	△279 百万円	△646 百万円	△243 百万円
連 結 当 期 純 利 益	△730 百万円	△449 百万円	△2,207 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	△19.79 円	△12.33 円	△60.62 円
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	834.01 円	824.66 円	762.08 円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 23 年 8 月 25 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	38,157,103 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
始 値	414 円	261 円	238 円
高 値	419 円	344 円	386 円
安 値	144 円	180 円	134 円

終 値	263 円	238 円	382 円
-----	-------	-------	-------

(注) 各株価は、取引所におけるものであります。

② 最近 6 か月間の状況

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始 値	260 円	282 円	318 円	263 円	284 円	357 円
高 値	308 円	386 円	340 円	324 円	433 円	409 円
安 値	254 円	231 円	251 円	259 円	278 円	331 円
終 値	282 円	382 円	262 円	285 円	350 円	334 円

(注) 各株価は、取引所におけるものであります。

③ 発行決議日における株価

	平成 23 年 8 月 25 日
始 値	325 円
高 値	328 円
安 値	325 円
終 値	327 円

(注) 各株価は、取引所におけるものであります。

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

国際航業ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権（第三者割当て）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

国際航業ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成 23 年 9 月 12 日

3. 割当日

平成 23 年 9 月 12 日

4. 払込期日

平成 23 年 9 月 12 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 6,500,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1,000 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

6,500 個



当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

## ②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分



株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 23 年 9 月 13 日から平成 25 年 3 月 12 日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 修正日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 245 円（以下「**下限価額**」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回る場合は、当該本新株予約権の行使はできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会が定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 5,450 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会が定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 5,450 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 164 円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求

にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個あたり5,450円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

#### 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金5,450円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額とした。

#### 19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

#### 20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店

#### 21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

#### 22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、

当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

国際航業ホールディングス株式会社第 2 回新株予約権（第三者割当て）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

国際航業ホールディングス株式会社第 2 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成 23 年 9 月 12 日

3. 割当日

平成 23 年 9 月 12 日

4. 払込期日

平成 23 年 9 月 12 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を日本アジアグループ株式会社に割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,600,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1,000 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,600 個

## 8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 198 円

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 359 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されるものとする。

## 10. 行使価額の修正

第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知（以下「**本行使請求通知**」という。）を当社が受領した日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日（株式会社東京証券取引所の開設する東京証券取引所市場第一部（以下「**取引所**」という。）において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限も含む。）には、当該日は「取引日」にはあたらないものとする。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額（以下「**修正日価額**」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

本発行要項において、本行使請求通知を当社が受領した時点において、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、「**直前取引日**」とは、当該修正日とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行・処分株} & \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{式数} & & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & \text{-----} & \\ & & \text{株式数} & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & \\ & & & & \text{1株当たりの時価} & \\ & & & & \text{-----} & \\ & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数} & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する

日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成23年9月13日から平成25年3月12日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 修正日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が245円（以下「下限価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回る場合は、当該本新株予約権の行使はできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり198円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり198円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

- (3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 164 円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して 15 取引日目の日において、本新株予約権 1 個あたり 198 円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

#### 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 198 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 23 年 8 月 25 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 10% 上回る額とした。

#### 19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

#### 20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 虎ノ門支店

#### 21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

#### 22. その他



- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、取締役米村貢一に一任する。

以上